

## 碧南市の事後審査による一般競争入札事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札（以下「事後審査による一般競争入札」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後審査による一般競争入札の対象は、一般競争入札のうち電子入札により実施する工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 総合評価落札方式で実施する工事

(2) 工事の特殊な事情により、事後審査による一般競争入札で実施することが困難な工事

(入札参加申込)

第3条 入札に参加しようとする者は、電子調達システムにより条件付一般競争入札参加申込書（電子入札）（様式1）を入札公告に記載されている期限までに提出しなければならない。

(落札候補者の決定)

第4条 事後審査による一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(参加資格審査に必要な書類の提出)

第5条 入札執行者は、落札候補者に対して速やかに、入札参加資格を審査できる資料を添付した条件付一般競争入札参加資格審査申請資料（様式2）の提出を求めるものとする。

2 前項の書類は、提出を指示した日から起算して2日（碧南市の休日を定める条例（平成元年碧南市条例第50号）第2条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないとき、又は参加資格の審査のため入札執行者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 落札候補者となった者が落札候補者を辞退するときは、第2項に定める期限内に落札候補者辞退届を提出するものとする。

(参加資格の審査)

第6条 入札執行者は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、参加資格を満たしていない場合には、当該落札候補者のした入札を無効とし、次順位者について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「落札候補者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとし、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 前項の審査は、入札書及び内訳書、条件付一般競争入札参加資格審査申請資料により行うものとする。ただし、入札執行者は必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。

3 参加資格の審査に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると入札執行者が認めるときは、碧南市競争入札参加停止等措置要領に基づき不正又は不誠実な行為として碧南市入札審査委員会に報告するものとする。

4 入札公告の日から落札決定の日までに、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(落札者の決定等)

第7条 前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、当該落札者にその旨を通知するものとする。

2 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対してその旨を通知するものとする。ただし、電話等での通知に代えることができるものとする。

3 前条の審査並びに第1項及び第2項の通知は、第5条第2項に規定する資料提出期限の日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか事後審査による一般競争入札事務について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。